

議員必携

# 大規模災害の時に開く手帳



## 高石市議会

令和元年 5 月

連絡先	事務局ダイヤルイン	275-6449
		275-6453
	事務局携帯電話	090-3270-8829

## はじめに

この手帳は、「高石市議会災害対策会議設置要綱」及び「高石市議会災害対策対応指針」に沿い、大規模災害が発生した時に、議員がなすべきこと、これに必要な情報をコンパクトにまとめました。

議員各位の平時から物心両面の備えを期してこれを発行します。

平成26年9月

## 目次

第1	大規模災害時の対応	P 2
第2	避難所一覧	P 4
第3	高石市災害対策本部の体系	P 9
第4	関係機関一覧表	P 12
第5	高石市議会災害対策会議設置要綱	P 14
第6	高石市議会災害対策対応指針	P 16
第7	その他資料	P 19

## 第1 大規模災害時の対応

### 1 大規模災害時とは

この手帳でいう「大規模災害」とは、概ね次の場合を想定します。

- (1) 暴風、大雨、洪水等により市内に災害が発生し、かつ、拡大する恐れがあるとき。
- (2) 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 大阪湾に「大津波警報」が発表されたとき。

### 2 大規模災害時の行動指針

#### (1) 側面支援の原則

大規模災害が発生した時（発災時）、市は、市長をトップに災害対策本部（市対策本部）を設置し、各部署へ直線的な指揮命令系統で、応急、復旧活動にあたります。

議会、議員は、この応急、復旧活動を側面から支援します。

そのため、発災時に、議員は地域で活動し、議長は各地域の議員からの情報を市対策本部に伝えるため、市議会災害対策会議を設置します。

#### (2) 発災時の議員の行動

##### ① 連絡体制の確立

発災時、議員は、自身の安否を自ら議会事務局（庶務係 275-6449、議事係 275-6453、携帯 090-3270-8829）へ連絡し、連絡体制を確立する。

② 率先避難及び誘導

議員は、自身の安全確保のため、率先避難を前提に、地域の被災者の安全確保、避難誘導に地域の一員として協力するよう努めます。

そのため、平時から必要な情報収集に努めます。

③ 地域の情報収集、市議会災害対策会議への伝達

議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要な情報を議長（市議会災害対策会議）に伝達します。

※ 議員からの情報、要望は、市対策本部が応急対策に専念できるよう、緊急の場合を除き、議長（市議会災害対策会議）に伝達します。

(3) 議長（市議会災害対策会議）の対応

議長は、必要に応じて、議長、副議長、総務文教委員会委員長、福祉土木委員会委員長からなる市議会災害対策会議を設置し、議会を代表して対応に当たります。

議長（市議会災害対策会議）は、各議員から寄せられた情報をとりまとめ、市対策本部に伝達するとともに、必要な情報を各議員に提供します。

## 第2 避難所一覧

### 1. 指定緊急避難場所

災害時の危険を回避するために一時的に避難する施設

〈公共施設〉

番号	名称	所在地
1	コミュニティセンター(デージードーム)	千代田4丁目5-25
2	高陽小学校	千代田5丁目8-40
3	高石小学校	高師浜3丁目19-17
4	羽衣小学校	羽衣3丁目2-52
5	総合保健センター	羽衣4丁目4-26
6	東羽衣小学校	東羽衣2丁目21-32
7	高石中学校	東羽衣6丁目6-45
8	たかいし市民文化会館(アプラホール)	綾園1丁目9-1
9	ふれあいゾーン複合センター	綾園4丁目5-28
10	高南中学校	綾園5丁目4-52
11	清高小学校	西取石8丁目5-1
12	パンセ羽衣(羽衣公民館、慶翠苑)	羽衣1丁目11-22
13	東羽衣公民館	東羽衣3丁目15-30
14	中央公民館	加茂1丁目5-7
15	加茂小学校	加茂3丁目4-34
16	総合体育館	西取石6丁目5-6
17	とろしプラザ	取石3丁目9-8
18	取石中学校	取石3丁目11-1
19	取石小学校	取石3丁目14-23

〈津波避難協力施設〉

番号	名称	所在地
1	清風南海学園	綾園 5 丁目 7-64
2	府立高石高校	千代田 6 丁目 12-1
3	南海福祉専門学校	千代田 6 丁目 12-53
4	羽衣国際大学	堺市西区浜寺南町 1 丁 89-1

〈津波避難ビル、タワー〉

番号	名称	所在地
1	ウエストプラザ高石	千代田 1 丁目 11-11
2	スコール高師浜	千代田 2 丁目 3-30
3	セントエルモ高石	千代田 4 丁目 3-28
4	堺化学工業株式会社高石社宅	千代田 4 丁目 8-5
5	カタラオーシマ	高師浜 1 丁目 1-9
6	マスターズエル高師浜 21	高師浜 1 丁目 25-5
7	プリモディーネ高石	高師浜 3 丁目 17-32
8	マーレ羽衣	羽衣 1 丁目 12-25
9	ローレルコート羽衣	羽衣 2 丁目 5-45
10	ガーデンウェルズ浜寺公園	羽衣 2 丁目 2-21
11	メゾンドール羽衣パークサイド	羽衣 4 丁目 2-37
12	レジデンス羽衣ガーデンスクエア	羽衣 4 丁目 13-23
13	大阪府住宅供給公社羽衣団地	羽衣 4 丁目 5-20
14	グランドメゾン羽衣伽羅橋	羽衣 5 丁目 1-43
15	メゾンドール羽衣伽羅橋	羽衣 5 丁目 1-65
16	ウォーク羽衣	東羽衣 3 丁目 8-20
17	ファミリーユ羽衣	東羽衣 5 丁目 17-25
18	フレンドシップ高石	東羽衣 5 丁目 26-41
19	エンデバー高石	東羽衣 6 丁目 20-22

番号	名称	所在地
20	三井化学株式会社羽衣寮	東羽衣 6 丁目 21-11
21	ライブリー高石	綾園 1 丁目 1-21
22	ISE 住宅 綾園 6502	綾園 1 丁目 6-3
23	エスタシオン高石	綾園 1 丁目 12-28
24	アレグレット高石	綾園 1 丁目 12-30
25	マスターズエル綾園 20	綾園 3 丁目 2-5
26	フィオレ高石	綾園 3 丁目 14-25
27	プロスパイシイ	綾園 6 丁目 3-16
28	シャルマンフジマイセレクト高石	綾園 7 丁目 4-15
29	関西スーパー高石駅前店	加茂 1 丁目 21-23
30	ブラームス高石	加茂 1 丁目 440-6
31	レディエンス高石	西取石 3 丁目 6-16
32	ヴァンヴェール川西	西取石 3 丁目 7-21
33	高陽幼稚園避難タワー	千代田 6 丁目 12-48
34	読売大阪プリントメディア	高砂 3 丁目 40 番地
35	株式会社きんでん中央支店南大阪営業所	高砂 3 丁目 12 番地の 1
36	日鐵住金建材株式会社（避難タワー）	高砂 2-11

## 2. 指定避難所(収容避難所)

中長期にわたる一定期間の避難生活を行う施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	コミュニティセンター (デージードーム)	千代田 4 丁目 5-25	263-3317
2	高陽小学校	千代田 5 丁目 8-40	263-7577
3	高石小学校	高師浜 3 丁目 19-17	263-7660
4	羽衣小学校	羽衣 3 丁目 2-52	263-7570
5	総合保健センター	羽衣 4 丁目 4-26	267-1160
6	東羽衣小学校	東羽衣 2 丁目 21-32	263-7588
7	高石中学校	東羽衣 6 丁目 6-45	263-6202
8	たかいし市民文化会館 (アプラホール)	綾園 1 丁目 9-1	267-0018
9	ふれあいゾーン 複合センター	綾園 4 丁目 5-28	261-3831
10	高南中学校	綾園 5 丁目 4-52	263-7606
11	清高小学校	西取石 8 丁目 5-1	263-7566
12	パンセ羽衣 (羽衣公民館、慶翠苑)	羽衣 1 丁目 11-22	265-3188
13	東羽衣公民館	東羽衣 3 丁目 15-30	262-8545
14	中央公民館	加茂 1 丁目 5-7	265-6422
15	加茂小学校	加茂 3 丁目 4-34	263-8881
16	市立総合体育館	西取石 6 丁目 5-6	
17	とろしプラザ	取石 3 丁目 9-8	260-05
18	取石中学校	取石 3 丁目 11-1	273-1214
19	取石小学校	取石 3 丁目 14-23	272-2945



主な 収容地区	福祉 避難所	炊出し 能力	備蓄 有無	建物 延床 面積 (㎡)	空地 面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	収容人員
							(1.65 ㎡/ 人)
高陽 小学校区	○			1,749	1,012	1,067	647
高陽 小学校区		有	有	6,572	3,882	2,504	1,518
高石 小学校区		有	有	4,817	3,303	2,816	1,707
羽衣 小学校区		有	有	5,202	4,978	2,027	1,228
羽衣 小学校区				3,798	12,075	631	382
東羽衣 小学校区		有	有	8,727	5,421	3,123	1,893
高石 中学校区				8,431	8,557	2,788	1,690
清高 小学校区				9,245	3,820	1,426	864
清高 小学校区		有		4,110	2,315	688	417
高南 中学校区				8,614	11,051	2,794	1,693
清高 小学校区		有	有	5,046	4,770	1,808	1,096
羽衣 小学校区	○			2,063	539	486	295
東羽衣 小学校区				700	337	363	220
加茂 小学校区				855	658	376	228
加茂 小学校区		有	有	6,693	4,945	2,836	1,719
	○	有	有	4,197		2,347	1,422
取石 小学校区	○			2,681	1,002	826	501
取石 中学校区				9,976	10,886	3,105	1,882
取石 小学校区		有	有	7,217	5,826	2,939	1,781
収容人員合計							21,183

### 第3 高石市災害対策本部の体系

市長は、高石市災害対策本部条例に基づき、次の設置基準に該当する場合に高石市災害対策本部を設置する。

#### 1 設置基準

- (1) 市域において震度5弱以上を観測したとき
- (2) 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- (3) 市域において中規模又は大規模な災害が発生したとき
- (4) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき
- (5) その他市長が必要と認めたとき

#### 2 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなると認めるとき

#### 3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策本部副本部長	副市長、教育長
災害対策本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長、高石消防署長、高石市消防団長

#### 4 所掌事務

高石市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

(本部)

- (1) 情報の収集分析、伝達に関すること

- (2) 職員の配備体制に関すること
- (3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること
- (4) 市民の避難誘導の決定に関すること
- (5) 地区防災拠点の開設に関すること
- (6) 避難所の開設に関すること
- (7) 避難勧告、避難指示に関すること
- (8) 府が現地災害対策本部を設置した場合その連絡に関すること
- (9) 災害救助法の適用申請に関すること
- (10) その他災害に関する重要事項に関すること

(各部)

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

## 5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び配備指令等を行うため、必要の都度、副本部長及び本部員の集合を命じ本部会議を開催する。但し、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

又、災害対策本部会議での決定事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるときは、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

## 6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議の災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、総務部長とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、危機管理課員、及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、危機管理課におき、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

## 7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長、総務部長の順とする。

#### 8 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、高石市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「高石市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

#### 9 府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

#### 10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

## 第4 関係機関一覧表

	機 関 名	通 信 窓 口	
		担 当	所 在 地
国 関 係	大阪管区气象台	予報課	大阪府中央区大手前4-1-76
	近畿地方整備局 大阪国道事務所 南大阪維持出張所	出張所長	泉大津市我孫子町99-6
	近畿地方整備局 大阪国道事務所	出張所長	大阪府城東区今福西2-12-35
	堺海上保安署	署 長	堺市西区石津西町20
	近畿農政局大阪地域センター	統括管理官	大阪府中央区大手前1-5-44
	日本郵便(株)	浜寺郵便局長	高石市羽衣2-3-20
	泉大津労働基準監督署	署 長	泉大津市池浦町1-5-4
	陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑1-1
	陸上自衛隊第37普通科連隊	第 三 科	和泉市伯太町官有地
府 関 係	大阪府	危機管理室	大阪府中央区大手前2-1-22
	鳳土木事務所	所 長	堺市西区鳳東町4-390-1
	〃	地域防災監	〃
	大阪府港湾局	総務企画課長	泉大津市なぎさ町6-1
	和泉保健所	所 長	和泉市府中町6-12-3
	高石警察署	警備課長	高石市羽衣4-2-23
	大阪府南部流域下水道事務所 大阪府泉州農と緑の総合事務所	所 長	貝塚市港25番地 岸和田市野田町3-13-2
隣 接 市	堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町3-1
	泉大津市	危機管理課	泉大津市東雲町9-12
	和泉市	公民協働推進室	和泉市府中町2-7-5
堺 市 消 防 局	堺市消防局	警 防 課	堺市堺区大浜南町3-2-5
	高石消防署	警 防 課	高石市西取石1-27-23
	堺消防署	警 防 課	堺市堺区市之町西1-1-27
	西消防署	警 防 課	堺市西区鶴田町29-18
	西消防署臨海分署	警 防 課	西区浜寺諏訪森町西3-303-3
	北消防署	警 防 課	堺市北区新金岡町4-1-2
	南消防署	警 防 課	堺市南区原山台1-14-1
	中消防署	警 防 課	堺市中区深井沢町6-6
	東消防署	警 防 課	堺市東区日置荘原寺町138-5
	美原消防署	警 防 課	堺市美原区美原町黒山6-1

指定地方公共機関等	西日本旅客鉄道（株）鳳駅		駅 長	堺市西区鳳東町1-125
	南海電気鉄道（株）泉大津駅		駅 長	泉大津市旭町19-1
	西日本電信電話(株)大阪支店		設備部長	大阪市中央区博労町 2-5-15NTTOCB ビル 11F
	関西電力（株）南大阪配電営業所		コミュニケーション統括グループマネジャー	堺市堺区熊野町東2-2-20
	大阪瓦斯（株）導管事業部		南部導管部	堺市堺区住吉橋町2-2-19
	阪神高速道路（株）大阪管理局		総務課	大阪市港区石田3-1-25
	日本赤十字社大阪府支部		事業課	大阪府中央区大手前 2-1-7
	高石市医師会		会 長	高石市羽衣4-4-26
	光明池土地改良区		理 事 長	和泉市王子町1020-1
	日本通運（株）大阪支店		総務課	大阪市北区梅田3-2-103
その他行政機関	泉北環境整備施設組合	高石下水処理場		高石市高師浜丁11
		第1事業所（し尿）		泉大津市汐見町98
		泉北クリーンセンター		和泉市舞町87
	日本放送協会大阪放送局		報道部	大阪府中央区大手前 4-1-20
	いずみの農業協同組合			岸和田市別所町3-13-20
	高石市漁業協同組合			高石市高師浜2-12-25
	高石商工会議所			高石市綾園2-6-10
(社)大阪府トラック協会		輸送安全部	大阪府城東区鴨野西 2-11-2	

## 第5 高石市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長（議長に事故等があるときは、副議長）は、次に掲げるときは、議会に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 暴風、大雨、洪水等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき。
- (2) 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生したとき。
- (3) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (4) 大阪湾に「大津波警報」が発表されたとき。
- (5) その他議長が必要と認めるとき。

2 議長は、災害対策会議を設置したときは、各議員及び市長に通知するものとする。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、総務文教委員会委員長（委員長に事故等があるときは、副委員長）、福祉土木委員会委員長（委員長に事故等があるときは、副委員長）をもって構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合には、他の議員に対し、災害対策会議への参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集して整理し、高石市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に提供すること。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、会派又は議員に情報提供を行うこと。
- (3) 市対策本部からの依頼事項に関すること。
- (4) 市対策本部に要望及び提言を行うこと。
- (5) 国、府、関係機関等に対し要望活動を行うこと。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の記録を取り、事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。



## 第6 高石市議会災害対策対応指針

### 1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として重要な政策、計画、事業等並びに予算及び決算について市長とともに二元代表制の一翼を担い、市民の負託に応える役割を担っている。他方、大規模災害時にあっては、これらの本来的な機能とは別に、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。そのため、本市議会は、地震等大規模災害時の議会としての対応を、次のとおり定める。

- (1) 高石市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的な見地から必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、府、政党、関係公共機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

### 2 災害時の対応の基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ市対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対策等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 特に市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう会派及び議員からの要望は、緊急の場合を除き、高石市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を經由して提出する。

### 3 初動期(災害発生から概ね 24 時間が経過するまで)の対応

#### (1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中における委員長についても、同様とする。

#### (2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で震度 5 弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導等にできる限り協力する。

#### (3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に被害及び市対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長(議長に事故等があるときは、副議長。以下同じ。)は、被害状況の報告を受け、必要があると判断したときは関係議員の参集を求めるとともに、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、災害対策会議を設置したときは、各議員及び市長に通知する。

### 4 参集又は活動時の留意事項

議員は、参集又は活動する場合、次の事項に留意し行動する。

#### (1) 服装・携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具をできる限り携行する。また、個人用として食料や飲料水等を携行する。

#### (2) 交通手段

原則として徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に報告する。

5 初動期経過後の対応

(1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を議会事務局へ伝え、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取組みが円滑に行われるよう協力する。

(2) 議会（災害対策会議）の対応

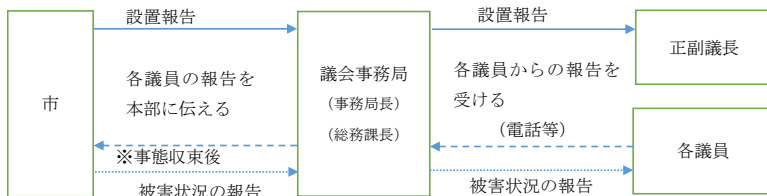
- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、市対策本部へ提供する。
- ② 議会事務局は、市対策本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。
- ③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報を伝達する。
- ④ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、府、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。要望にあたっては広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図って行う。
- ⑤ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

## 第7 その他資料

### 災害時における議会の対応フローチャート

#### ○災害警戒本部設置

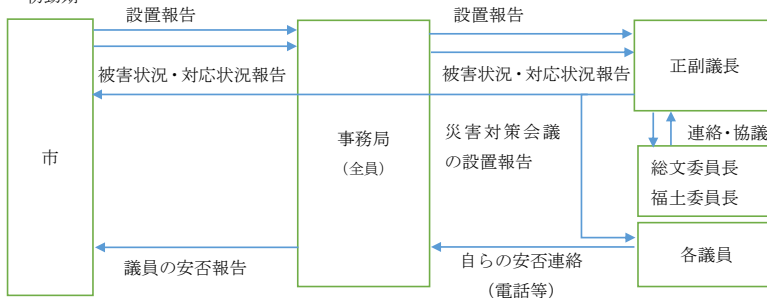
(震度4の地震が発生した時、災害発生のあるが時間規模などの推測が困難なとき等)



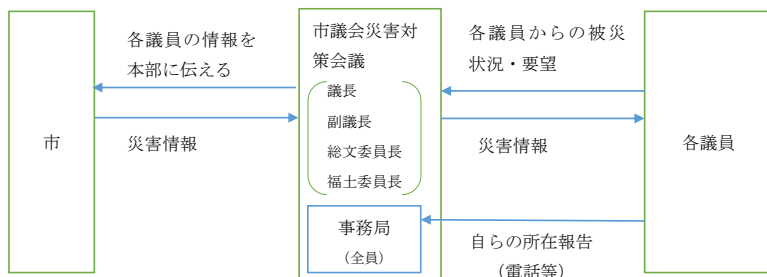
#### ○災害対策本部設置

(震度5弱の地震が発生した時、市域において中規模又は大規模な災害が発生したとき)

##### ・初動期

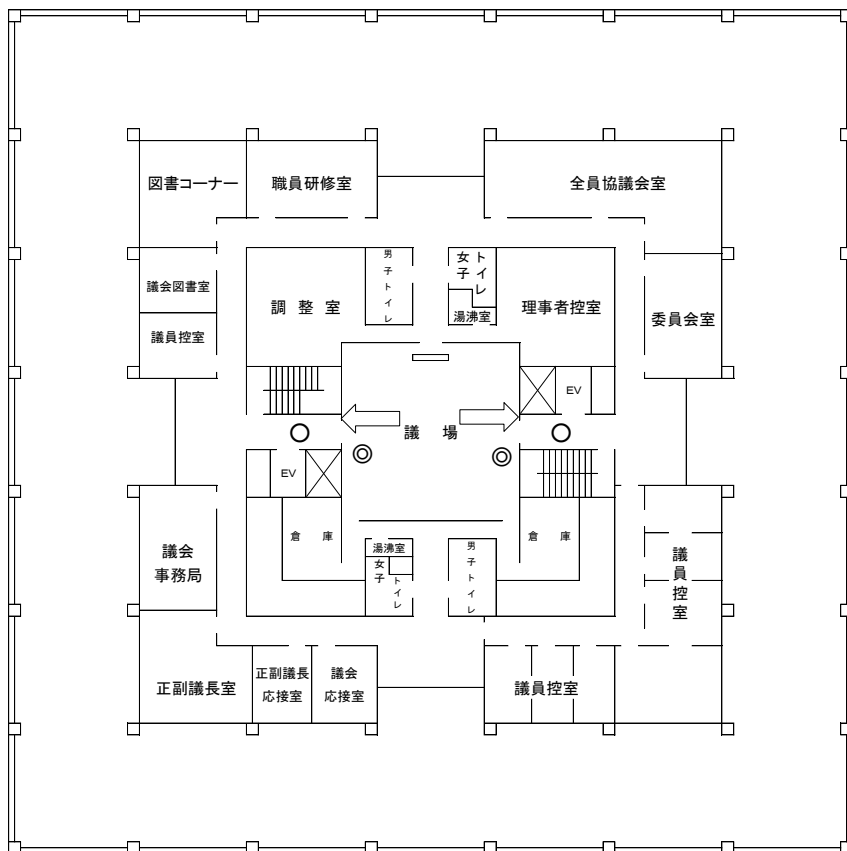


##### ・災害対策会議設置後



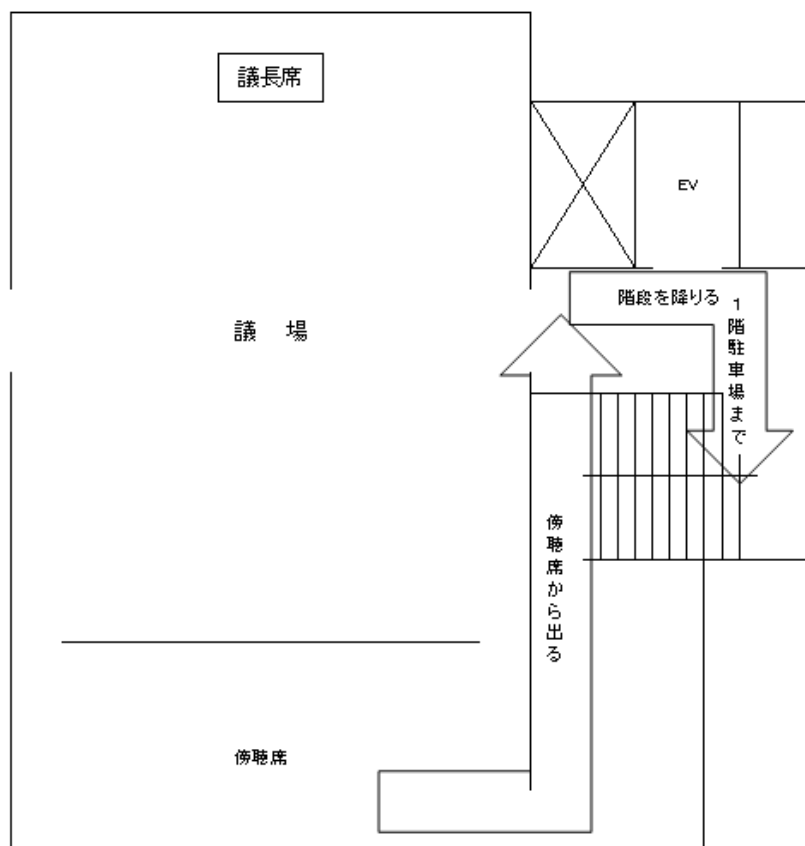
# 災害時 議場の避難方法

- 議会事務局職員が傍聴人等を誘導
- ◎ 理事者側最寄り職員が扉を開ける
- ⇐⇐⇐ 議員及び理事者は東西廊より分かれて議場より出る



- 事務局議場内(委員会室)5名 役割
- ・ 議場内(委員会室)の最終確認 事務局 1名
  - ・ 傍聴者誘導 事務局 1名
  - ・ 東西両階段での誘導 事務局 2名
  - ・ 避難者点呼 確認 事務局 1名

## 災害時 傍聴席の避難方法



## 改定履歴

平成26年9月11日	発行
平成27年7月13日	改定

## 備考

- ・要綱・指針・手帳の改正については、議会運営委員会にて行う。(平成26年7月18日開催 市議会における災害時の対応に関する調査特別委員会にて決定)

メ モ



メ モ

メ モ

